



全 剣 連 第 2 9 0 号
平成 1 8 年 6 月 1 5 日

都道府県剣道連盟 会長 殿

財団法人 全日本剣道連盟
会 長 武 安 義 光
[公 印 省 略]

剣道試合・審判規則の一部追加について（通知）

標記の件につきまして、6月13日に開催されました理事会において承認され、別紙のとおり『〔別表〕審判員の宣告と旗の表示方法』に一部追加を行うこととしましたので通知いたします。

記

〔別表〕審判員の宣告と旗の表示方法24ページ
「不正用具を使用したとき」の次に下記を追加する。

事 項	宣 告	旗の表示	要領
両者同時に不正用具を使用したとき	「両者負け」	両旗は体側	図1

以 上

剣道試合・審判規則〔別表〕 審判員の宣告と旗の表示方法

	事 項	宣 告	旗 の 表 示	要 領
合 議	審判員が合議をするとき	「合議」	両旗を右手で真上に上げる	図 8
	合議の結果		主審は旗で表示する	
反 則	薬物を使用したとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図 2
	非礼な言動をしたとき	「勝負あり」	同 上	図 2
	不正用具を使用したとき	「勝負あり」	同 上	図 2
	両者同時に不正用具を使用したとき	「両者負け」	両旗は体側	図 1
	相手に足を掛けまたは払ったとき	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図 9
	相手を不当に場外に出したとき	同 上	同 上	図 9
	場外に出たとき	同 上	同 上	図 9
	竹刀を落としたとき	同 上	同 上	図 9
	不当な中止要請をしたとき	同 上	同 上	図 9
	同時反則のとき	同 上	両旗を斜め下方に上げる	図 10
	その他、この規則に反する行為をしたとき	同 上	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図 9
	反則を 2 回したとき	「反則 2 回を指で示し「1本あり」	有効打突を認めたときと同じ	図 2
	相殺のとき	「相殺」※ 2 回目以降「同じく相殺」	両旗を前下で左右に振る	図 3
分 か れ	1. つば(鏢)競り合いがこうちやく(膠着)したとき	1. 「分かれ」	1. 両旗を前方に出す	図 7
	2. 継続させるとき	2. 「始め」	2. 両旗を下ろす	図 7
負傷・事故・棄権	負傷・事故・棄権などによって試合が継続できなくなったとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図 2